

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の防護に関する事項

防護面での基本方針

・計画的な波浪・高潮対策の推進

地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、波浪・高潮による越波・浸水の危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。

特に台風や冬季風浪による波浪や、吹寄せによる高潮の危険性の高い地域では、必要な護岸高さの確保など越波対策に努める。

・災害に強い地域づくりの推進

海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知、避難経路や避難場所の確保、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図り、災害に強い地域づくりを推進する。特に、津波や液状化対策については、ハード面の対策だけでは限界があり、住民意識の向上や避難体制、情報伝達体制づくりなども含め、ソフトの面からの対策にも取り組む。

・総合的な侵食対策の推進

貴重な自然砂浜が残されている地域では、砂浜による消波効果が低下しないよう現状の砂浜の保全・維持に努めていく。また、侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、適切な土砂供給が図られるよう総合的な土砂管理を推進していくため、関連機関との連携を図る。

< 海岸防護の目標 >

防護すべき地域

次項に掲げる防護水準に対し、海岸保全施設を整備または改良しない場合に海岸背後の家屋、土地等に被害が発生すると想定された区域。

高潮（越波）に対しては、設定した潮位、波浪が発生した場合の浸水区域。

侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進む場合の影響区域、または現時点で海浜を保全・維持する必要が認められた区域。

津波に対しては、想定した津波が発生した場合の浸水区域。

地震による液状化・地盤沈下に対しては、過去に液状化あるいは地盤沈下の履歴がある、あるいはそういった地盤変動が発生した場合の浸水区域。

防護水準

高潮（越波）

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護可能な施設の整備を目標とする。

侵食

- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することが可能な施設の整備を基本とする。

津波

- ・東南海・南海地震規模の地震が発生するとして想定した津波に対して、一定の施設規模を目標とする。

液状化・地盤沈下

- ・地震による液状化の危険性が高い海岸では、地盤データから想定される地盤変動量に対し防護可能な施設の整備を目標とする。
- ・地震による地盤沈下の危険性が高い海岸では、過去の地盤沈下の履歴から想定される沈下量に対し、防護可能な施設の整備を目標とする。

施設の整備には限界があるため、避難体制や情報伝達体制などのソフト対策との併用により防護することを目標とする。